



地方厚生(支)局医療課長 都道府県民生主管部(局) 国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日付け保医発0304第1号)を下記のとおり改正し、令和4年4月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合の SARS-CoV-2 核酸検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会(令和4年3月16日)において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点とする予定であることを申し添えます。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D023(18)のアを次のように改める。
 - (18) SARS-CoV-2 核酸検出
 - ア SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 0 1 2」感染症免疫学的検査の「56」H T L V I 抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の

「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D023(30)のアを次のように改める。
 - (30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出
 - ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑 われる者に対し、SARS-CoV-2及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的とし て薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)に より、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエン ザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国立感染症研究 所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記 載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療 機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」 感染症免疫学的検査の「56」HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びライ ンブロット法)の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の 場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用 して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料 は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定 する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送 規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物 質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委 託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記 載すること。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

改正後 行 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 第1款 検体検査実施料 $D000 \sim D022$ (略) $D000\sim D022$ (略) D 0 2 3 微生物核酸同定·定量検査 D 0 2 3 微生物核酸同定·定量検査 (1)~(17) (略) (1)~(17) (略) (18) SARS-CoV-2 核酸検出 (18) SARS-CoV-2 核酸検出 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、採取した検体を、国立 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にか 感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則 かわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定 に関するガイダンス 2013-2014版」に記載され 点数2回分を合算した点数を準用して算定する。 たカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検 なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成 体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB の感 検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 012 | 感染症免疫学的検査の「56 | HTLV-染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険 I 抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロッ 医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実 ト法)の所定点数2回分を合算した点数を準用し 施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬 て算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」H 明細書の摘要欄に記載すること。 P V 核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を

準用して算定する。ただし、いずれの場合につい

ても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ~オ (略)

 $(19) \sim (29)$ (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、 COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、 SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸 検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体 外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)によ り、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸 検出を同時に行った場合に、採取した検体を、国 立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規 則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載さ れたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、 検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送 し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D 012 | 感染症免疫学的検査の「56 | HTLV-I 抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロッ ト法)の所定点数2回分を合算した点数を準用し て算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」H イ~オ (略)

(19)~(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出 ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、 COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、 SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸 検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体 外診断用医薬品を用いて、PCR法(定性)によ り、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸 検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無に かかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所 定点数2回分を合算した点数を準用して算定す る。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が 作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダ ンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った 保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託によ り実施した場合は、検査を実施した施設名を診療 報酬明細書の摘要欄に記載すること。

PV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を 準用して算定する。ただし、いずれの場合につい でも、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号 「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的 検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、 国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送 規則に関するガイダンス 2013-2014版」に記載 されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従っ て、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ 輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を 実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載 すること。

イ~オ (略)

イ~オ (略)